

第2章 ASEAN+1 型 FTA の概要と上位センシティブ品目

井上 荘太郎

1. ASEAN+1 型 FTA における自由化レベルと上位センシティブ品目

ここでは ASEAN+1 型 FTA (対日本 (AJFTA), 対中国 (ACFTA), 対韓国 (AKFTA), 対インド (AIFTA), 対オーストラリア・ニュージーランド (AANZFTA)), および ASEAN 加盟国間での物品貿易協定である ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) の自由化目標年, 自由化率, 原産地規則を整理, 比較する。

自由化率に注目して, 第 2-1 表を見ると, 2010 年または 2015 年までに関税を完全撤廃する ATIGA が最も自由化水準が高く, 次には, オーストラリアとニュージーランド, および ASEAN6 カ国の関税が撤廃される AANZFTA の自由化レベルが高いことがわかる。逆に AIFTA の自由化率が 80% と低いことから, AIFTA の自由化レベルが第 2-1 表中の 6 つの協定の中で最も低いことがわかる。そして, AJFTA と AKFTA 及び ACFTA の自由化レベルは, AANZFTA と AIFTA の中間にある。

また, FTA 協定は, いくつかの品目をセンシティブ品目等として設定することが認められている。特に各協定における上位センシティブ品目 (除外品目, 高度センシティブ品目等) の選定は, 各国政府の貿易戦略を端的に表すものとして注目される。上位センシティブ品目に設定される品目は, 幼稚産業として保護育成を目的とするものと, 国内産業従事者, 特に農民層への大きな影響を避けること目的とするものの二つに, 大きく分けて考えることができる。その他, 担税物資や安全保障に関わる軍事関連のものが上位センシティブ品目に設定される可能性もある。

各協定におけるこうした上位センシティブ品目は HS コードの 6 桁ベースで設定されている。我々の分析では, 細部にこだわらずに, 各協定の除外品目の構成を明快にとらえるため, 6 桁ベースで設定されている場合には, その品目を含む 4 桁分類を上位センシティブ品目と数えて, その数をまとめた (第 2-2 表)。ここでも, 上位センシティブ品目の数が極めて多いことから, AIFTA の自由化度のレベルが最も低いことが確認される。

次節以降, ASEAN+1 型の 5 つの協定の上位センシティブ品目について概要を紹介する。より詳細な説明は第 3 章以下の各国編を参照いただきたい。

第2-1表 ASEAN+1型FTAの概要

	自由化目標年	自由化率	原産地規則
AIFTA	2013年-2018年	80%	付加価値基準35%と関税番号変更基準(HS6桁)の両方を満たす
ACFTA	2010年 (2015年)	90%	付加価値基準40%
AKFTA	2010年 (2015年)	90%	付加価値基準40%と関税番号変更基準(HS4桁)の選択
AJCEP	2018年-2026年	93% (日本) 90% (ASEAN6+ベトナム) 85%	付加価値基準40%と関税番号変更基準(HS4桁)の選択
AANZFTA	2020年-2025年	100% (豪・NZ) 93-100% (ASEAN6) 85-89% (CLMV)	付加価値基準40%と関税番号変更基準(HS4桁)の選択
ATIGA	2010年 (2015年)	ほぼ100%	付加価値基準40%と関税番号変更基準(HS4桁)の選択

資料：JETRO（2010）より整理した。

第2-2表 HSコードの4桁ベースで整理した上位センシティブ品目数

	中国	韓国	インドネシア	タイ	ベトナム	インド	オーストラリア	ニュージーランド
AIFTA	-	-	126	163	154	参考：6桁で489	-	-
ACFTA	39	-	19	37	2	-	-	-
AKFTA	-	26	16	-	12	-	-	-
AJCEP	-	-	106	38	52	-	-	-
AANZFTA	-	-	26	24	30	-	0	0

資料：ASEAN事務局のホームページから入手した各協定文書の整理による。AKFTAにおけるタイの上位センシティブ品目に関する資料は未入手であり、またACFTAにおけるベトナムの資料は、ベトナムの国内資料による。

2. 日本－ASEAN：日本・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）

日本とASEAN間のFTAである日本・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）は、2009年12月時点で、フィリピンとインドネシアを除いて発効している。

この協定における関税撤廃の除外品目（カテゴリーX）をHSコードの4桁ベースで整理したものが、第2-3表である。日本は、貿易額の93%の部分に対する関税を10年以内に撤廃することを約束している。また、ASEANの中でも経済開発が進んでいる6カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）は、貿易額・品目数ともに90%を対象に10年以内に関税を撤廃する。また後発加盟の4カ国は、各国の経済発展段階に応じて、先行する6カ国との間で差をつけることが約束されている。ベトナムについては15年以内に品目数で90%を対象に、またラオス、ミャンマー、ベトナムについては18年以内に品目数の85%を対象として関税撤廃を行うこととしている。

第2-3表 日本－ASEAN：日本・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）における上位センシティブ品目の概要

日本	10年以内に貿易額93%の部分について関税撤廃を行い、その他のものの一定割合について、関税率を一定水準以下にするとの規律を導入する。
ASEAN6カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）	10年以内に貿易額・品目数共に90%について関税撤廃を行い、その他のものの一定の割合について関税率を一定水準以下にするとの規律を導入する。
ASEAN4カ国	関税撤廃・引下げのスケジュール等について、それぞれの経済発展段階に応じてASEAN6カ国との差を設ける。
ベトナム	15年以内に品目数（HS6桁）で90%について段階的関税撤廃を行い、その他ものについて除外または関税率を一定水準以下にする。
カンボジア、ラオス、ミャンマー	18年以内に品目数（HS6桁）で85%について段階的関税撤廃を行い、その他ものについて除外または関税率を一定水準以下にする。

資料：日本－ASEANFTA 協定文書

2. 中国－ASEAN：中国・ASEAN 自由貿易協定（ACFTA）

中国とASEANとの間のFTAである中国・ASEAN自由貿易協定（ACFTA）は、2005年1月発効している。この協定の下では、中国とASEAN6カ国は2010年1月、全品目の関税を撤廃し、ASEAN後発4カ国は2015年までに撤廃することとされている。この協定では、関税削減の除外品目は存在せず、その代わりに高度センシティブ品目が設定されている。

（1）センシティブ品目

ACFTA ではセンシティブトラックが設定されている。これは 400 品目および輸入額の 10%を上限としたものである。このセンシティブ品目のうち、高度センシティブ品目として、センシティブ品目の 40%以下、あるいは HS6 桁で 100 品目を高度センシティブ品目として、設定することが認められている。

(2) モダリティ

ACFTA による関税撤廃、関税率の削減は、以下のモダリティによって行われる。まず、アーリーハーベスト品目は 2006 年までに関税率が 0%まで削減される。次にノーマルトラックとされる品目は、2010 年までに 0%まで関税率が削減されるが、ただし、その内の 150 品目までは 2012 年まで、関税撤廃を延期することが認められている。

センシティブトラックについては、同トラックにあるセンシティブ品目の関税を、2018 年までに 0~5%まで削減することが約束されている。そして、高度センシティブ品目については、2015 年までに関税を 50%以下へ削減することが約束されている。

3. 韓国—ASEAN：韓国・ASEAN 自由貿易協定 (AKFTA)

韓国と ASEAN の FTA である韓国・ASEAN 自由貿易協定 (AKFTA) は、2007 年 6 月に発効している (タイは 2009 年 2 月)。この協定における、除外品目 (グループ E) を整理したものが第 2-4 表である。

第 2-4 表 韓国・ASEAN 自由貿易協定 (AKFTA) における上位センシティブ品目の概要

ASEAN 6 カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) と韓国	ノーマルトラック品目は 2010 年までに関税撤廃。敏感品目は、2012 年初までに関税率を 20%以下に引き下げ、16 年までに関税率を 5%以下に引き下げる。
ベトナム	ノーマルトラック品目は 2016 年までに関税撤廃。敏感品目は、2017 年初までに関税率を 20%以下に引き下げ、21 年までに関税率を 5%以下に引き下げる。
後発 3 カ国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー)	ノーマルトラック品目は 2018 年までに関税撤廃。敏感品目は、2020 年初までに関税率を 20%以下に引き下げ、24 年までに関税率を 5%以下に引き下げる。

資料：ASEAN - 韓国 FTA 協定文書

4. ASEAN—インド：ASEAN・インド包括的経済協力枠組協定 (AIFTA)

ASEAN とインドの間の FTA 協定である ASEAN・インド包括的経済協力枠組協定 (AIFTA) は、2010 年 1 月に発効した。この協定は、除外品目数が多く、自由化レベル

のあまり高くない FTA 協定である。AIFTA における貿易自由化の概要をまとめたものが、第 2-5 表である。

第 2-5 表 ASEAN・インド包括的経済協力枠組協定（AIFTA）における減免区分

ノーマルトラック スケジュール (NT-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013 年 12 月までに段階的撤廃（ブルネイ、インドネシア、シンガポール、タイ、インド） ・ 2018 年 12 月までに段階的撤廃（フィリピン、〈インド〉、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）
ノーマルトラック スケジュール 2 (NT-2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年 12 月までに段階的撤廃（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド） ・ 2019 年 12 月までに段階的撤廃（フィリピン、〈インド〉） ・ 2021 年 12 月までに段階的撤廃（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）
センシティブトラック (ST)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年 12 月までに段階的に 5%に引き下げ（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、インド） ・ 2019 年 12 月までに段階的に 5%に引き下げ（フィリピン、〈インド〉） ・ 2021 年 12 月までに段階的に 5%に引き下げ（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）
スペシャルプロダクツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2019 年 12 月までに段階的に一定率引き下げ（5 品目のみ） パーム油（精製したもの）80%→37.5% パーム油（精製していないもの）90%→45% コーヒー100%→45% 紅茶 100%→45% コショウ 70%→50%
除外品目 (EL)	農産品，繊維製品，自動車部品など 489 品目

資料：JETRO 通商弘報「2009 年 9 月 4 日」

注：フィリピンに対してはインドの減免スケジュールが延長されている。

5. ASEAN－オーストラリア・ニュージーランド：ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域（AANZFTA）

ASEAN とオーストラリア・ニュージーランドとの間の FTA 協定である ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域（AANZFTA）は、2010 年 1 月に発効した。オーストラリアとニュージーランドの間には、経済関係緊密化協定（The Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement：CER Agreement）が結ばれており、AANZFTA は、ASEAN と CER という地域間の自由貿易協定である。

AANZFTA において、オーストラリアとニュージーランドは除外品目を設定していないなど、自由化レベルの高い FTA となっている。

[引用・参考文献]

[1] 日本－ASEANFTA 協定文書 <http://www.aseansec.org/22572.htm> (2010年3月アクセス)

[2] ASEAN - 中国 FTA 協定文書 <http://www.aseansec.org/19105.htm> (2010年3月アクセス)

[3] ASEAN - 韓国 FTA 協定文書 <http://www.aseansec.org/22557.htm> (2010年3月アクセス)

[4] ASEAN - インド FTA 協定文書 <http://www.aseansec.org/22563.htm> (2010年3月アクセス)

[5] ASEAN - オーストラリア・ニュージーランド FTA 協定文書
<http://www.aseansec.org/22258.htm> (2010年3月アクセス)

[6] JETRO (2010), 「世界と日本の主要な FTA 一覧」
<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000172/100202fta.pdf> (2010年6月アクセス)